

更新申請書類記入上の注意点

食道外科専門医更新申請書（様式1）

- ・本学会食道科認定医認定証（写）は有効期限内のものを添付してください。食道科認定医資格を喪失している場合は認められません。
- ・日本消化器外科学会の消化器外科専門医または日本消化器外科学会指導医を記載する場合は、日本胸部外科学会の会員番号を記入してください。
- ・呼吸器外科専門医合同委員会の定める呼吸器外科専門医または日本呼吸器外科学会が認定する日本呼吸器外科学会指導医（旧専門医）を記載する場合は、日本消化器外科学会の会員番号を記入してください。
- ・専門医認定証（写）、指導医認定証（写）は有効期限内のものを添付してください。有効期限が過ぎている場合は認められません。

診療経験一覧表（様式3）

- ・更新の申請をする前の5年間（2013年1月1日～2017年12月31日）に、50点以上の食道疾患症例の手術経験（術者および指導医）が必要です。点数は「本学会食道外科専門医審査のための手術経験一覧」で算出してください。
 - ・提出できる症例は全身麻酔下で行われたものに限りです。
 - ・診療経験一覧表には、術者（執刀医）あるいは指導医（指導的第一助手）として携わった食道疾患症例の手術を記入してください。ただし、手術に入っていない指導医の場合は診療経験として認められません。また、上級者に対する指導的助手は基本的には認められません（指導的第一助手の定義については施行細則巻末の表2をご参照ください）。
 - ・申請する手術のうち、食道癌に対する胸部食道切除術が15点以上必要です。診療経験一覧表の点数欄に記入する際、該当する胸部食道切除術の点数は丸印で囲んでください。
 - ・手術記事コピーは、診療経験施設に保存された公式手術記録（公文書）を全頁コピーしてください。術者、術式、疾患名、手術年月日などが確認できない場合、または公式手術記録でない場合は認められません。
 - ・手術記録に執刀・指導の別、担当領域の記載欄がない場合、所定の「術者一覧表」の添付が症例ごとに必要です。
- ※上記書類の添付がない場合、記載欄に記載がない場合、本人および修練責任者の署名・

捺印がない場合は認められません。

・申請者が1つの手術で複数の術式を担当した場合、複数の術式の点数を申請することができます。

【例1】胸部食道切除：1点+胃による再建：0.5点+3領域郭清（両側頸部リンパ節郭清術No. 104+No. 101）：0.5点=2点

【例2】非開胸食道切除：0.5点+胃による再建：0.5点=1点

※ただし執刀医、指導的第一助手のみに限ります。

※食道良性疾患の手術の複数加算はできません。

・食道再建術（胃・空腸による）：0.5点は、胃管作成から吻合までを含めて胃管再建術として認めます。

・胸部食道切除術の二期再建の場合、食道瘻造設術は点数加算できません。

業績目録（様式5）

・更新の申請をする前の5年間（2013年1月1日～2017年12月31日）に、研究業績（食道外科に関する論文および学会発表）と研修実績（所定の学会の学術集会またはこれらが主催する教育セミナーへの出席）の合計が40点以上あることが必要です。点数は「本学会食道外科専門医審査のための研究業績点数表・研修実績点数表」で算出してください。

・研究業績の論文は業績基準に該当する医学雑誌でも、食道外科に関連する内容でないと業績として認められません。

・研究業績には筆頭または共同発表者として日本食道学会学術集会での発表、もしくは機関誌 Esophagus における論文発表を1編以上含まれることが必要です。

・研修実績の対象となる学会は、業績基準に規定された諸学会に準じます。

・研修実績には日本食道学会学術集会への参加2回以上、日本食道学会の主催するセミナー受講2回以上含まれることが必要です。

・業績を証明するものとして、論文別刷または学会発表の内容（学会名、開催年月日、発表者）がわかるプログラム、抄録集などのコピー、学会の参加証およびセミナー受講証のコピー（記名されたもの）を必ず添付してください。

・業績（研究業績と研修実績）あるいは手術経験点数の点数不足で更新できなかった場合、または所定の専門医資格の喪失で更新できなかった場合、食道外科専門医制度規則施行細則第15条で、資格喪失後でも直近の5年間の点数が所定の点数に達した時点、または資格を取得した時点で再申請により外科専門医の資格を再び取得することができる復活制度が定められております。（※猶予期間は資格喪失後2年間です。資格喪失後2年を超えると新規申請による資格取得が必要となります。）